

表 2

1 対象事業所・施設（※1，2）	2 基準単価（千円）	3 単位	4 補助率
療養介護	2	利用者	10分の10
生活介護			
自立訓練（機能訓練）			
自立訓練（生活訓練）			
就労移行支援			
就労継続支援A型			
就労継続支援B型			
就労定着支援			
自立生活援助			
児童発達支援			
医療型児童発達支援			
放課後等デイサービス			
短期入所			
居宅介護			
重度訪問介護			
同行援護			
行動援護			
居宅訪問型児童発達支援			
保育所等訪問支援			
計画相談支援	1.5		
地域移行支援	2		
障がい児相談支援	2.5		

（※1） 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。

（※2） 多機能型事業所として複数のサービスの指定を受けている障がい福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。